

## 地域みらい留学365 ガイドライン

### 1. 地域みらい留学365について

「地域みらい留学365」は、内閣府の高校生の地域留学推進のための高校魅力化支援事業として、2020年度に新たにスタートしました。在籍する高校とは別の地域の高校で1年間を過ごし、その高校ならではの魅力的な高校生活を送れるよう、地域・高校が一丸となって高校生の皆さんをサポートします。

地域みらい留学365を通じ、新たに出会う仲間たちと共に、地域ならではの魅力を肌で感じ、新たな挑戦が可能です。きっと、自らの将来への大切な一歩となるような1年間を過ごすことができるでしょう。



上記のとおり、地域みらい留学365は、現在の在籍校に籍を残したまま、2年次に地域に留学し、3年次に在籍校に戻る仕組みです。いわゆる「学校間連携」により、留学先校で学んだ科目の単位を在籍校で認定することが可能ですので、在籍校と留学先校の間で事前に学習評価や履修のほか、費用、安全配慮などについて調整を行っていただく必要があります。

このガイドラインは、高校生の皆さんが安心して地域みらい留学365にチャレンジできるよう、応募までに必要な調整や手続きをはじめ、来年4月の留学開始までに必要となる事柄についてまとめたものです。地域みらい留学365への意思を固めたら、在籍校の先生に相談し、このガイドラインをもとに留学先校との必要な調整を進めてもらってください。

在籍校の先生におかれましては、生徒の意思を尊重し、チャレンジを実現させるため、留学先校との調整等にご協力をいただきますようお願いいたします。

### 2. 両校での確認・調整事項について

生徒が安心して留学にチャレンジできるよう、以下の事項について在籍校・留学先校で調整を行ってください。調整にあたっては、対応案について留学先校から積極的に提案を行うほか、ご不明

な点などについては事務局（一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム）がサポートに入るなど、在籍校に過度な負担がかからないように配慮いたします。

## 2-1. 履修計画の確認

生徒が留学先校で修得した単位は、36単位を上限として、在籍校において認定することが可能です。生徒が3年次に在籍校に戻った後、スムーズに在籍校を卒業できるよう、3年間を通した履修計画を両校で確認・調整してください。

たとえば、在籍校の2年次に設定されている科目が留学先校において開設されていない場合など、卒業に必要な科目を履修できないようなケースも想定されます。こうした場合には、

- ・ 留学先校において、地域みらい留学365の期間中に当該科目を開設する
  - ・ 在籍校において、地域みらい留学365の終了後に当該科目の履修を認める
- などの対応が考えられます。

なお、公式サイト(<https://c-mirai.jp/mirai365/>)にて公開している「ガイドブック」「必履修チャート」をご活用いただくと、不足する科目などが確認できます。

また、生徒が通信制の高校に在学している場合など、地域みらい留学365の期間中も在籍校の科目を履修することが可能なケースや、特に必履修科目はすでに在籍校で履修済の状態、留学先校で重複して履修するようなケースも想定されます。こうした場合には、生徒の希望を第一に、生徒が留学先校での生活や環境になじみやすい履修計画になっているかなど、地域みらい留学365が生徒にとって有意義な経験となるように留意しつつ、両校で調整してください。

## 2-2. 学習評価及び指導要録の記載

生徒が留学先校で修得した単位の認定とあわせて、その学習評価も在籍校において行います。在籍校での学習評価の参考とするため、留学先校が生徒の学習状況について記録し、これを在籍校に伝達するなどの方法が考えられますが、

- ・ 留学先校での学習の成果の記録の方法
- ・ 在籍校への伝達の方法、頻度
- ・ 生徒自身から在籍校への成果発表の機会の設定

などについても調整いただき、生徒の留学先校での学びが在籍校において適切に評価されるような工夫を行うことも重要です。

また、地域みらい留学365の期間中も指導要録の作成は在籍校で行います。このため、留学先校が生徒の学習状況や出欠状況など、指導要録に記載すべき内容について記録し、これを在籍校に伝達する必要があります。必要な情報や伝達の頻度など、あらかじめ両校で確認・調整をお願いいたします。

生徒が留学先校で修得した単位を在籍校が認定した場合、履修上の特記事項として、「各教科・科目等の学習の記録」の備考欄に記入いただくようお願いいたします。

なお、指導要録の様式では「留学」の欄が設けられていますが、これは海外への留学を行った際に記入する欄であり、地域みらい留学365には適用されませんので、ご注意ください。

### 2-3. 徴収する費用

生徒は地域みらい留学365の期間中も在籍校に在籍し続けるため、授業料など**在籍にあたって必要な費用は在籍校に支払うことが前提です。生徒が二重に授業料を負担することのないよう、留学先校では授業料は徴収しません。**

一方で、寮費や食費などの生活費に加え、留学先校で生徒が様々な活動を行うことに伴い、学校行事等への参加費は生徒が応益の範囲で負担する必要があります。2年次に在籍校で徴収する予定の費用のうち、地域みらい留学365への参加により不要となるものについては徴収しないこととするなど、**生徒の経済的負担に配慮し、両校で1年間の費用の徴収のあり方について調整してください。**

なお、**高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金については、地域みらい留学365の期間中も引き続き受給することが可能です。**高等学校等就学支援金は在籍校の所在地での申請、また、高校生等奨学給付金は保護者の住所地での申請となるため、地域みらい留学365の期間中の受給申請の方法等について、在籍校と保護者の間で受給申請の方法等を確認する必要があることにもご留意ください。

### 2-4. 生徒の安全配慮

地域みらい留学365の期間中の生徒の安全配慮の体制が曖昧にならないよう、

- ・ 健康情報の引継ぎや管理の方法
- ・ 両校間及び保護者との緊急時の連絡の方法
- ・ 保険の加入状況

などについて、両校で確認・調整をお願いいたします。

また、**在籍校で独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「JSC」という。)の災害共済給付制度に加入している場合、留学先校においても、加入しているものと扱われます。**下記に示す活動等における安全管理について、在籍校と留学先校間で調整した上で、これらの活動等中に災害が発生した場合には在籍校の管理下の災害として取り扱うことを確認・合意する必要があります。

- ① 学校間連携を適用する「地域みらい留学365」で計画された履修科目
- ② ①以外の教育課程(教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動)
- ③ 教育計画に基づく課外指導
- ④ 休憩時間中
- ⑤ 通学中
- ⑥ 留学先校が管理する寄宿舎にあるとき

したがって、実際の請求手続きは在籍校が行うことになるため、両校は留学生在が不利益を被ることがないように、十分に連携(※)する必要があります。

また、給付金支払の請求がなされた場合、JSCは発生した災害について災害共済給付の給付対象と認めるかどうかを審査します。留學生と留学先校の在籍生徒を等しく取扱うためには、災害共済給付の対象となる災害の範囲に対する考え方については同様に扱う旨を明記しておく必要があります。

なお、災害共済給付について免責の特約を付した場合の注意点ですが、留学先校において留学生が被災しそれが訴訟等に発展し、当該災害について留学先校が損害賠償の責めに任ずる場合であっても、当該災害は在籍校での災害となるため、免責の特約を利用できるのは在籍校の設置者となることを確認しておく必要があります。

免責特約の詳細についてはJSC学校安全Web(<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/saigai/seido/tabid/87/Default.aspx>)を御参照下さい。

※ 具体的には、留学生が学校の管理下で負傷等した場合には、災害の概要や対応状況等について、遅滞なく都度、留学先校は在籍校に連絡し、留学生が治癒するまで継続して必要な配慮を行う必要があります。また、給付金の請求手続きに必要な災害報告書や各種の必要書類等の郵送手続き等についても連携して行う必要があります。

## 2-5. 両校間の連携

災害など不慮の事態が起こった場合や、地域みらい留学365の継続が困難になった場合などに備え、両校間の連絡が密にとれるよう、体制の構築をお願いいたします。

## 3. 留学先への応募について

2021年度の留学に向けての1次募集期間は10月15日(木)～10月30日(金)です。三重県立梟学園高等学校のみ10月12日(月)～10月19日(月)での受付となりますのでご注意ください。

また、検査方法や検査日、応募にあたっての条件等は留学先校により異なります。対象となる留学先校はいずれも「応募前に両校間の調整が開始され、調整の目処がついていること」を応募条件として挙げていますので、生徒の意思を把握した段階で、在籍校から留学先校へ連絡し、2. の確認・調整を開始してください。留学先校の詳細な応募条件や連絡先については、公式サイト(<http://c-mirai.jp/mirai365/>)にて公開している「応募・検査要項」においてご確認ください。

なお、事前の調整を前提に応募を受け付けるため、応募は生徒・保護者からではなく在籍校から留学先校へ行っていただくようお願いいたします。

### 3-1. 1次募集の流れ

1次募集については、12校共通で以下のスケジュールで行います。

●**応募期間:10月15日(木)～10月30日(金)** ※梟学園高等学校のみ10月12日(月)～10月19日(月)

「応募・検査要項」を確認し、希望する留学先校の応募条件を満たしていることを確認の上、留学先校が指定する応募書類を用意し、在籍校から留学先校へ応募してください。なお、第2志望まで応募することが可能です。

なお、検査に関する事項や、地域みらい留学365への参加が決定した場合の事前・事後研修(詳細は5. を参照)についての連絡を受けるため、皆さんの連絡先等について留学先校から事務

局(一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム)へ共有いただく必要があります。その旨については「同意書」の参考書式(公式サイト(<https://c-mirai.jp/mirai365/>))にて公開しています)に記載しておりますので、内容を確認の上、応募の際に提出してください。

●**検査期間:11月2日(月)~11月13日(金)**

●**結果通知:11月16日(月)**

1次募集の結果について在籍校へ通知します。

在籍校から地域みらい留学365への参加が承諾された場合、生徒の意思を確認の上、11月19日(木)までに在籍校から留学先校へ連絡し、最終手続きに向けた両校での確認・調整を行っていただくよう、お願いいたします。

●**繰り上げの場合の通知:11月20日(金)~11月27日(金)**

在籍校から参加の承諾を受けた生徒が辞退した場合など、繰り上げでの参加が可能となった場合、在籍校へ通知します。

生徒が次年度に地域みらい留学365にチャレンジする意思を確認の上、すみやかに在籍校から留学先校へ連絡し、最終手続きに向けた両校での確認・調整を行っていただくよう、お願いいたします。

### **3-2. 2次募集について**

1次募集の結果を踏まえ、**留学先校において個別に2次募集を行う場合もあります**。2次募集の詳細については、12月1日(火)頃に公式サイト(<https://c-mirai.jp/mirai365/>)にてお知らせする予定です。

## **4. 最終手続きについて**

次年度に地域みらい留学365にチャレンジすることが決まったら、**生徒が不安なく1年間を過ごすことができるよう、在籍校・留学先校間で調整・確認した事項について「確認書」としてまとめてください**。確認書は、参考書式を公式サイト(<https://c-mirai.jp/mirai365/>)にて公表しておりますので、適宜ご活用ください。なお、**確認書は両校間で交わすものですが、その写しを生徒にも共有いただくと、より安心してチャレンジに臨むことができますので、ご協力をお願いいたします**。

その他、留学先校ごとに必要となる最終手続き書類が異なりますので、「応募・検査要項」をご確認の上、ご準備をお願いいたします。「推薦書」「同意書」も、参考書式を公式サイト(<https://c-mirai.jp/mirai365/>)にて公表しておりますので、適宜ご活用ください。

## **5. 事前・事後研修について**



地域みらい留学365の1年間をより実りあるものとするため、チャレンジする皆さん向けの研修を事務局(一般財団法人 地域・教育魅力化プラットフォーム)主催で開催予定です。

詳細については、地域みらい留学365への参加が確定した後にお知らせします。地域みらい留学365第1期生のネットワークを作るとともに、1年間の留学が実りあるものとなるよう、しっかりと準備しましょう。また、留学の期間中や留学後にも研修を行い、地域みらい留学365の1年間での経験を皆さんの力にし、将来につなげていくためのサポートをいたします。なお、研修の参加は必須です。また、研修に参加するための旅費等については生徒個人の費用負担が発生する可能性があります。

## 6. 参考資料など

- 公式サイト(<https://c-mirai.jp/mirai365/>)

「ガイドブック」「応募・検査要項」「留学先校必履修チャート」を公開しておりますので、合わせて確認ください。

また、応募書類(「留学志望理由書」「推薦書」「同意書」、最終手続き書類(「確認書」)の共通様式・参考様式もダウンロード可能です。

- 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)(抄)

第97条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2・3 (略)

第99条 第97条の規定に基づき加えることのできる単位数及び前条の規定(注:大学・高等専門学校、専修学校等における学修や、知識・技能に関する審査に係る学修、ボランティア活動等に係る学修)に基づき与えることのできる単位数の合計数は36を超えないものとする。

- 小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(平成31年3月29日初等中等教育局長通知)(抄)

別紙3

[2] 指導に関する記録

(7) 他の学校において履修した場合の履修の取扱い等

校長が以下のような単位の認定を行った場合等は、履修上の特記事項として、備考欄に記入する。

② 学校教育法施行規則第97条に基づき、他の高等学校等において修得した一部の科目の単位について、生徒の在学する高等学校における全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることを認める場合

地域みらい留学365についてご不明点などがございましたら、  
事務局 (info365@c-mirai.jp) までご連絡ください。

地域みらい留学365ガイドライン  
2020年9月15日公開



本ガイドラインは、文部科学省と調整の上で作成したものです。